

平成31年第1回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成31年3月12日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |       |             |
|-------|-----|-------|-------------|
| No. 1 | 10番 | 矢吹利夫君 | (P 17～P 23) |
| No. 2 | 13番 | 河西美次君 | (P 24～P 28) |
| No. 3 | 5番  | 松本孝信君 | (P 29～P 32) |
| No. 4 | 8番  | 金田裕二君 | (P 33～P 48) |

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会 計 室 長	黒羽千春君
参 事 兼 総 務 課 長	真船 貞君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放 射 能 対 策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
建 設 課 長	鈴木茂和君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	相川 晃君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	藤 田 哲 夫	主 幹 兼 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相 川 佐 江 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長より調査報告書が提出されましたので、お手元に配付しておきましたので、ご留意を願います。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁を含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり簡潔明瞭に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、通告第1、10番矢吹利夫君の一般質問を許します。10番矢吹利夫君。

◇10番 矢吹利夫君

1. 選挙について
2. 保育園の運営について

○10番（矢吹利夫君） おはようございます。10番矢吹です。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

選挙について質問いたします。

4月に統一地方選挙が行われるということもあり、報道等におきましても選挙が取り上げられることが多くなってきております。西郷村におきましては、統一地方選挙における選挙は執行されませんが、夏には参議院選挙と村議会議員選挙が予定されており、また、秋には県議会議員選挙も予定されておりまして、今年は西郷村にとって選挙がめじろ押しの年であるということができると思います。

西郷村の選挙における投票率は、県内で見てもかなり下のほうを推移しているのが現状であります。投票率の低下は全国的な問題でありまして、社会的な要因、政治意識が希薄になってきていることなど、いろいろな要因が挙げられております。投票率を上げるためにはどうすればいいのかについては、全国のどこの自治体も苦勞しているようで、特効薬がなかなか見つからない問題であるということは理解しております。

また、県の統計データを見ても、西郷村は老年人口比率が県内で一番低く、投票率は若年層のものが極端に低く、高齢者になるにつれ高くなっていくという全国的な傾向がそのまま数字にあらわれているのかなと理解しているところであります。

ただ、そうであっても、低投票率の解消に向けた取り組みは必要でありますし、同じ考えを村も持たれているものと考えております。ということで、投票率の向上に向け

た対策についてお伺いさせていただきますが、まずは、西郷村の投票率に関する具体的な数字からお伺いさせていただきたいと思います。

投票率といいますが、国政選挙、また県の選挙、村の選挙、また首長選挙、議員選挙と選挙によってさまざまですので、同じ種類の選挙を数字を比較して検証する必要があるかと思いますが、全部の種類選挙の数字を伺いますと恐らく膨大な量になってしまうでしょうから、村民にとって一番身近な選挙ということで村の選挙、すなわち村長選挙と村議会議員選挙の数字についてお伺いしたいと思います。

それでは、質問1、村の選挙における過去5回分の投票率についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（真船 貞君） 10番矢吹議員の一般質問にお答えいたします。

村長選挙と村議会議員選挙における過去5回分の投票率ということでございますが、まず、村長選挙の投票率を申し上げます。平成14年の選挙が72.71%、平成18年の選挙が60.38%、平成22年の選挙が51.12%、平成26年の選挙が56.53%、平成30年の選挙が56.01%を推移しております。次に、村議会議員一般選挙の投票率でございますが、平成11年の選挙が80.03%、平成15年の選挙が75.59%、平成19年の選挙が69.32%、平成23年の選挙が64.71%、平成27年の選挙が60.37%と推移しております。

両選挙とも、低投票率化が進んでおります。全国的にも言われておりますとおり、政治意識、社会的関心の希薄化等が要因として考えられると思っております。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 今、課長の答弁でもわかりましたとおり、毎回毎回下がっているということで、村議会選挙は、平成11年には80.03%、平成27年は60.37%ということで、毎回毎回低投票率が進んでいるということで、それでは、期日前投票率はどのように推移しているのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（真船 貞君） お答えをいたします。

期日前投票者数の投票者全体に占める割合でございますが、現在の期日前投票制度というのは平成15年の公職選挙法の改正によりできた制度でございます。本村において初めて行われた選挙は、平成16年7月の参議院議員通常選挙でございました。その選挙におきまして、投票日当日を含めた全体の投票者のうち、期日前投票者の占める割合は12.2%、数にして1,044票でありました。昨年10月に行われました福島県知事選挙におきましては、期日前投票者の占める割合は43.5%、数にして2,897票と、この15年間で著しく増加をしております。

全国的にも同様の現象が見られることから、制度が浸透しているということがうかがえると思っております。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） それでは、質問2、年齢別の投票率について伺います。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（真船 貞君） お答えを申し上げます。

年齢別の投票率でございますが、直近の村長選挙、また村議会議員選挙における数字をお示ししたいと思います。まず、村長選挙でございますが、平成30年の選挙における全体の投票率56.01%でございますが、うち18歳、19歳の投票率38.83%、20歳代が31.13%、30歳代が41.01%、40歳代が50.32%、50歳代が62.95%、60歳代が74.03%、70歳代が76.70%、80歳代以上が58.21%の投票率でございました。

次に、村議会議員選挙の平成27年の選挙について申し上げます。全体の投票率60.37%でございますが、こちらは18歳選挙権が適用前の選挙でございましたので、20歳代からの投票率を申し上げたいと思いますが、20歳代が32.30%、30歳代が43.72%、40歳代が54.57%、50歳代が69.58%、60歳代が78.70%、70歳代が80.97%、80歳代以上が65.02%の投票率となっております。

いずれの選挙でも、若年層になればなるほど投票率が低水準にとどまるという結果になっており、これに関しましても全国的な傾向と同じであります。若年層の低投票率が全体の投票率を押し下げているという結果になっているところでございます。

本村の投票率が県内において下のほうを推移しているというのは、本村の高齢化率が低いということが一つの要因として挙げられるのではないかと先ほど議員もおっしゃられましたが、選挙管理委員会としましても同様の認識を持っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 今、答弁の中で、確かに20代は70歳代の半分以下ということで、確かに若年層は投票率が低い水準であるということは理解しました。

質問3、それでは投票率の向上に向けてどのような対策をしてきたのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（真船 貞君） お答えを申し上げます。

投票率の向上のための対策としましては、選挙管理委員会としましては、啓発に関するもの及び環境の整備に関するものとのこの2つの両面から考える必要があると考えております。

まず、啓発でございますが、先ほどの数字を見てもおわかりだと思いますが、やはり若年層の投票率を上げないことには投票率の上昇は見込めないという認識を持っております。そういう認識もありますので、例えば18歳になった新有権者の方に漫画による比較的読みやすいと思われる啓発冊子を送付するとか、選挙時期に合わせて村のイメージキャラクターである「ニシゴージュ」とともに新白河駅前で街頭啓発活動を行うとか、主に若年層を対象とした活動を中心に行っているところでございます。

また、環境整備の面についてでございますが、最近では小田倉投票所を新しい児童

館のほうに移しまして、スロープを設置することで車椅子の方により使いやすい形にしたことや、ポスター掲示場の設置場所を見やすい場所に見やすく見直しているということなど、選挙人の利便に資する対策をいろいろと工夫をして進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 先ほど、期日前投票率のパーセンテージが出されたわけですが、昨年の県知事選挙で43.5%と、前回より期日前投票率は上がるということで、それでは、投票率の向上のために期日前投票所を増設すべきと思うが、考えを伺います。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（真船 貞君） お答えをいたします。

期日前投票所を増設すべきではないかのご提言を議員からいただきましたが、先ほども申しあげましたとおり、投票環境の整備を行い、投票の利便に資することが、ひいては投票率の向上につながるのではないかという考え方は選挙管理委員会としても同じ考えでございます。大変ありがたいご提言をいただいたと思っております。

最近の期日前投票の状況でございますが、投票日の前日ともなりますと、1日に訪れる投票者数が1,000人を超えるという状況になっており、受付に行列ができる状況も増えてきていることから、増設等の対策を考えなければならないと認識をしておりました。そのため、昨年からイオン白河西郷店と交渉を行ってまいりまして、既にイオン白河西郷店に期日前投票所を増設することについては承諾を得ているところでございます。

期日前投票所の混雑を緩和する対策により、投票者が投票しやすい環境を整え、投票率の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） イオン白河西郷店に考えているということで、私も人の出入りするのが一番多いところはイオン白河西郷店ではないかなという考えで、今の答弁の内容なんですけれども。

それでは、いつから増設予定なのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（真船 貞君） お答えをいたします。

イオン白河西郷店に期日前投票所を増設することにつきましては、次の選挙であります参議院議員選挙から実施したいと考えております。今回の新年度予算にも、これに必要な予算を上げさせていただいております。具体的には、期日前投票所が一番混み合う状況となっている選挙日直前の金曜日、土曜日の2日間、時間はお客さんの来店する時間帯であります午前10時から午後7時ということで、イオン白河西郷店の2階イベントスペースに設置する方向で考えております。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） その他のどのような対策をしているのか、そのほかは。それが

あれば伺います。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（真船 貞君） お答えいたします。

投票率向上のための対策としましては、選挙啓発と環境整備の両面から考える必要があると考えておりますが、これは先ほども申したとおりでございまして、今後の新しい対策としましては、これまで期日前投票所における宣誓書は投票所に来てから記入していただいていたものを、投票所入場券にあらかじめ印字し、事前に記入して持参できるような対応をしたいと考えております。受付における投票人の負担を軽減すること、また、同じく期日前投票所においてバーコード読み取り機を導入し、受付における混雑の緩和を図り、投票者の利便に資するといったことを具体的に考えております。また業者との細部の詰めは残っておりますが、こちらも次回の選挙から導入したいと考えております。

これらの対策による状況も勘案しながら、今後も投票率の向上に資する対策を検討し実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 了解しました。ぜひ、投票率アップに努力していただきたいと思っております。終わります。

次に、保育園の運営について。くまっこ保育園について伺います。

現在、待機児童解消対策事業として、西郷村社会福祉協議会に保育園整備の補助金を交付し、平成31年4月より新たに定員140名のくまっこ保育園が開園することとなっていると思っておりますが、現在の状況について伺います。

質問1、「くまっこ保育園」の申し込み児童数と、入園決定児童数について伺います。また、年齢ごとの受け入れ人数についてはどのような状況か、あわせて伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 10番矢吹議員の一般質問にお答えいたします。

くまっこ保育園の現在の申し込み者数でございますが、65名となっております。また、入園決定児童数につきましては88名となっており、3歳以上の児童についてはあきがある状態でございます。

年齢ごとの受け入れ人数につきましては、ゼロ歳児12名、1歳児18名、2歳児21名、3歳児26名、4歳児7名、5歳児4名の合計88名となっております。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 続いて、質問2番、西郷村社会福祉協議会において、保育士の採用を行ってりましたが、何名の採用を行ったか、また、「くまっこ保育園」の保育士の配置人数について伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの一般質問についてご説明いたします。

西郷村社会福祉協議会での採用は、現在のところ新たに24名の保育士を採用して

おります。みずほ保育園の現在の保育士と今回採用を行った保育士を合わせ、みずほ保育園もしくはくまっこ保育園のどちらかの保育園に配属させるということになります。くまっこ保育園への保育士の配置は現在21名となる見込みであります。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 3番目なんですけれども、質問3、ほかの保育園からの転園する児童は何人いたのか、伺います。また、3歳児以上について、定員を満たしていないようだが、再度の申し込み受付や転園の勧奨などはしないのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

ほかの保育園からくまっこ保育園に転園する児童、園児でございますけれども、現在のところ10名となっております。

議員おただしのとおり、くまっこ保育園の3歳以上の児童につきましては定員にあきがある状況でございますので、ほかの保育園から転園してもよいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ転園を勧めたいと考えておまして、PRのためのチラシ配布ですとか説明会を開催いたしました。園児にとっては通い慣れたところがよいとか、お友達や先生との人間関係を新たに構築させるのは大変であるという保護者の思いなどにより、転園を希望する園児はあまりいない状況でございます。このようなことから、くまっこ保育園の初年度は年齢によって偏った受け入れ状況となっておりますが、今後なるべく偏りを解消できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜われればと思います。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 質問の4番なんですけれども、年齢ごとによる定員オーバーはないのか、また、全体では何人ぐらい定員超過しているのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

年齢ごとに定員数、定員を設定しておりますが、くまっこ保育園では1歳児について3名が定員オーバーしております。村全体におきましては、主に1歳児でございますが、10名程度定員をオーバーしている状況でございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 再質問します。

特に1歳児において定員オーバーしているということですが、新しい保育園が開園してもなお待機が発生するというのはどうかと思いますが、待機児童が生じないように、できるだけ解消するように要望しますが。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 現在、定員のほうは10名ほどオーバーしている状況でございますが、その中には希望する保育園以外は嫌だという保育者の方ですとか、あと要件外という方もいらっしゃいまして、実質的な待機となるのは現在7名ほどとなる状況でございます。

特に1歳児において想定を超える申し込み状況となっておりますが、極力今後解消できるよう、保育室ですとか、預かりスペースなどをやりくりしながら、また、さまざまな策を講じ、保育士の追加募集ですとか、状況によっては派遣会社から保育士を派遣してもらうなど、今後もできる限りの調整を図り、早期に対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 最後になりますが、質問5番の、次に、「くまっこ保育園」の運営時間や一時保育についてどのようになっているのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

くまっこ保育園の運営時間につきましては、平日は7時15分から19時15分、土曜日においては7時15分から18時30分となっております、まきば保育園、みずほ保育園と同じ状況となっております。

また、一時保育や延長保育についても、同じく実施の予定で進めております。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 最後になんですけれども、できるだけ待機児童ないように努力していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、13番河西美次君の一般質問を許します。13番河西美次君。

◇ 13番 河西美次君

1. 防火対策について
2. 企業誘致について
3. 高齢者運転免許返納補助について

○ 13番（河西美次君） おはようございます。13番河西です。一般質問をします。  
防火対策について。

昨年の暮れから、全国各地において火事が発生し、多くの方々が亡くなられたと聞いております。その多くは高齢者です。西郷村において、住宅火災警報器補助制度があるのか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 13番河西議員の一般質問にお答えします。

村において、住宅用火災警報器の購入等に関する補助制度はあるのかとのご質問でございますが、現在のところ、住宅用火災警報器の購入等に関する補助制度はございません。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○ 13番（河西美次君） 村内の住宅用火災警報器の設置率はどのくらいか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

住宅用火災警報器の設置率でございますが、この設置率の調査については村では行っており、白河地方広域圏消防本部にて調査を行っているところでございます。消防本部に確認をしたところ、この調査は全数調査ではなく無作為抽出による標本調査ということであり、白河地方広域圏管内市町村の住民を対象に実施しているため、西郷村にエリアを限定した設置率というものは出すことができないということになりました。

なお、白河地方広域管内市町村の設置率につきましては、77%ということになっております。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○ 13番（河西美次君） 現在、村において高齢者宅の火災報知器の設置、普及はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

現在、健康推進課におきまして、平成25年度より高齢者等見守り安心ネットワーク事業を実施しております。この事業は、高齢者等に対し緊急通報装置やペンダント型の送信機見守りセンサー、火災警報器等を貸与することにより、24時間体制で急病、火災、事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行うものでございます。対象者が65歳以上のひとり暮らしの高齢者、また高齢者のみの世帯、重度身体障がい者のみ世帯となっており、平成31年1月末現在、227世帯が利用しております。

また、春と秋の火災予防運動期間に、白河消防署西郷分署と連携をし、広報紙、行政区回覧及び防災無線等で火災警報器等の設置をお願いし、また、消防団の街頭活動においても設置について呼びかけを行っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） 今後、火災警報器設置普及率に向けて、どのような考えをしているのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えを申し上げます。

今後の取り組みとしましては、高齢者宅の火災警報器の設置状況を確認するために、健康推進課と協力しまして、4月より西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターの調査員が高齢者宅を訪問し、火災警報器の設置状況につきまして実態調査を行う予定であります。また、今後も広報紙、行政区回覧、防災無線、消防団の街頭活動等により、西郷分署とも連携をし、設置について呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） 今後、補助制度を実施する予定はあるか、または無料にならないか、伺います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えを申し上げます。

西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターの実態調査の結果を踏まえまして、補助制度の検討を行っていきたいというふうに考えております。

個人負担の有無につきましても、予算の問題もありますので、補助制度の検討を行う際に、あわせて検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） 企業誘致について質問させていただきます。

近年、白河地方において企業誘致が進んでいると聞いております。福島県企業立地課でまとめた平成30年工場立地状況についてによると、県南地区である白河地方では、東日本大震災以降、平成24年から平成30年までの7年間で新規に40件の工場が立地されています。このうち、西郷村については少ないと思いますが、何件立地があったか、まず最初に伺います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 13番河西議員の一般質問にお答えいたします。

西郷村では、震災以降何件立地があったかとおたがいでございますが、平成23年の東日本大震災以降、平成30年までの間に西郷村では工場、研究施設等合わせまして新設が1件、増設が9件でございます。

なお、昨年平成30年の立地件数では増設3件でありました。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） ただいま、新設1件という答弁がありました。非常に少ないと感じております。

企業誘致は、人口流出を防ぐため雇用創出の代表的な施策であります。固定資産税、法人村民税等の税収確保を大きなメリットと挙げられております。一方、最近では人口減少による労働不足も問題化しております。企業の方と話をすると、決まって、人が足りない、どこかに人がいないかと聞かれます。

そこで、伺います。村では、労働力不足を踏まえ、企業誘致についてどのような考えをしているのか、お尋ねします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

西郷村では、高速交通網の整備によりまして、昭和50年代後半から平成の初めにかけて盛んに企業誘致を進めてまいりました。また、立地した企業による工場の増設や研究施設の設置などにより、新たにこの15年間では500人以上の雇用が生まれております。村の産業構造面や雇用、財政面においてはある程度のバランスが保たれてきたのではないかとと思うところでもございます。

企業誘致は、議員おただしのとおり、確かに税収の確保と雇用の創出というメリットがございます。一方、最近では労働力不足により既存企業の持続的発展が阻害されるという危惧される面もございます。このため、村といたしましても企業誘致は必要であると考えておりますが、同時に労働力不足を解消する施策も必要ではないかと感じております。

また、誘致をする際には、村の特性を踏まえ、どういった産業分野にするのか、どのくらいの税収、雇用創出を求めるのか、工場用地の確保はどのくらいできるのかなど、さまざまな角度から検討し企業誘致を進めたいと考えております。

なお、企業誘致を進めるに当たり、現在、日本立地センターに産業用地適地検討調査業務を委託しており、西郷村の人口、企業の立地状況、立地環境といった村の現状を整理するとともに、新たな受け皿となる用地の確保に向けた調査を現在行っているところであります。ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） 現在、企業誘致に向けて計画策定をしているとのことですが、現時点で結構ですので、その内容をお示しくください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

先ほど申し上げました産業用地適地検討調査業務につきましては、今年度業務委託を行いまして、現在調査結果がようやくまとまり、内容の確認や誤字脱字等の修正を行っているところでございます。この調査業務は、村の現状を整理するとともに、新たな産業集積の形成に向けての基本方針を定め、産業用地開発の検討や計画の策定を行うことを目的としております。

内容といたしましては、村外からの企業の誘致の受け皿としてのみならず、新たな立地や増設の計画を検討している村内企業にもヒアリング調査を行いまして、村内企業の設備投資の拡大、事業用地の拡張にも対応した産業用地の確保を図っていこうとするものでございます。村といたしましては、この調査結果を踏まえまして、今後、財政面等を考慮しながら、新規産業用地の確保に向けた整備計画策定の検討を行ってまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） ただいま、内容をお伺いいたしました。一定の理解はできるかとありますが、やはり製造業の工場誘致だけでなく、地域の産業と結びつけて、例えば作付から加工まで行える野菜工場等、農業などと連携した企業誘致も必要ではないかと思えます。こうした考えはあるのか、最後に伺います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

既存の地域資源を有効活用とする観点から、単に企業を誘致するということを目的にするのではなく、企業誘致を行う際には、農業をはじめとした地域産業との連携を生むような産業分野や機能を誘致ターゲットとして設定することも今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） 了解いたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、高齢者運転免許返納補助についてお伺いいたします。

高齢者による事故が多く発生しております。しかし、生活上どうしても車がないと、買い物にも病院にも行けない状況です。そのため、返納できない現状です。

そこで、1年間に限り、月1回上限でタクシー利用者に補助金を出す考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 13番河西議員のご質問にお答えします。

近ごろでは、高齢者運転による重大事故が多数発生し、社会問題とされております。県内においても、高齢者運転者の免許証自主返納の推進に対する施策やサービスが求められており、県内各市町村でも公共交通、バスの利用チケットの配付やデマンドタクシーなど、各種割引サービス等が展開され始めているところであります。

現在、西郷村において自主返納者でありますけれども、平成27年12名、平成28年23名、平成29年39名、平成30年41名ということで、少しずつ増えております。

議員おただしの本村の運転免許の自主返納者に対する補助につきましては、今のところ村単独の施策はございませんが、自主返納者に限らず、60歳以上の一般の公共交通機関を利用することが困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、日中家族不在のためのひとり暮らしと同じ状況にある高齢者を対象とした西郷村高齢者外出支援事業を実施しております。また、民間業者ですが、県タクシー協会

の加盟タクシー会社では、65歳以上の自主返納者に対し、運転経歴証明書の提示により乗車料金の1割サービス等を実施しております。

さらに、県では、本年3月20日より、運転免許証自主返納支援事業を開始するというので、この事業は高齢運転者の自主返納を促進する事業として行われ、特典サービスを提供する協賛店舗等を募集し、民間と行政が協力して運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを図ることにより、高齢化社会を社会全体で支える機運を盛り上げることを目的としております。

現在、これらの特典サービスの拡充化を図っているところでありますけれども、免許証を自主返納した際には、これらのサービスをご利用いただければと思っております。

本村では、高齢者による事故について、議員危惧されておりますように増加の可能性は否定できません。先ほど議員からご提案いただきましたタクシー券による補助につきましては、1年間のみであり、それはそれで有意義なことでありますけれども、その後の交通手段が整備されなければ、自主返納の促進事業の効果は薄いと考えております。このことは、将来に係ることでありまして、本村では現在、実証実験をしておりますデマンド交通等生活交通環境を整備し、運転免許証自主返納者を含めた交通弱者に対する施策を総合的に進めていくことが返納の促進につながると考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） では、最後に、デマンド交通などの公共交通環境整備について、現在どのように進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 13番河西議員の質問にお答えいたします。

デマンド交通などの公共交通の環境整備についてのご質問でございますが、村では高齢者や学生など運転免許証を持たない交通弱者に対する交通手段の確保や、公共交通の再生を図るため、本年1月4日よりデマンド交通の実証実験を開始いたしました。

この事業は、運行事業者に電話で前日までに予約し、乗り合わせで自宅から主な目的地まで送迎を受けられるもので、要介護認定を受けた方など利用できない場合もございますが、村内に住所をお持ちの方ならどなたでも利用できます。現在は、午後2時からの行きと午後4時からの帰りの便の1日1往復のみでございますが、次年度は運行時間を延長しまして朝から運行できるよう整備してまいりますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） もう本当に、このシステムが完璧になれば、村民の方も、また高齢者も安心して生活できるかと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、5番松本孝信君の一般質問を許します。5番松本孝信君。

◇ 5 番 松本孝信君

1. 幼児教育について
2. 防災拠点について

○ 5 番（松本孝信君） 通告順に従いまして、5番松本孝信、一般質問をさせていただきます。

それでは、幼児教育についてということで、このところ、発達障がいということが問題になっておりますが、国民の10%から15%存在していると言われております。幼児教育の現場において問題なのは、発達障がいとされる幼児と健常児の間ではないかと、その基準はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 5番松本議員の一般質問にお答えいたします。

発達障がいの疑いがある児童の基準についてでございますが、養育手帳や特別児童扶養手当のような明確な基準はございませんが、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査など、乳幼児の健診のときに、発達障がいの疑いについて、保健師が観察したり、保護者から聞き取りを行っていく上で、発達に遅れがあるとか、多動であるとか、総合的に判断し発達障がいの疑いがあると認識するケースがございます。また、保育園に入園してしばらくたってから、発達に遅れがあるのではと保育士からの情報提供により認識されるケースもございます。

また、発達障がいに関する知識を有する専門員を保育園や、その親が集まる施設、遊び場などへ訪問させる巡回支援を実施しておりまして、その際に発達障がいの疑いを指摘されるケースなどもございます。

○議長（白岩征治君） 5番松本孝信君。

○ 5 番（松本孝信君） 村の健診時、保健師さんの方とか保護者の方が話し合いをして、育ちが気になることはないか相談されているということですが、大体の保護者の方は、うちの子は大丈夫だと答えるのではないのでしょうか。しかしながら、現場の保育士、幼稚園教員においては、少し育ちが気になるお子様がいることも事実であります。

村内の発達障がい児を預かる施設は、発達支援センターまきびと、すてっぷさんなど存在しますが、しかし、村の村立幼稚園、保育園、私立の幼稚園、保育園にも少し育ちの気になるお子さんがいるはずで、そのような場合、保育士教員加算制度を利用して、保育士幼児教員を確保しているところがありますが、しかし、それにはいろいろな手続等必要で、認めていただくには大変苦勞しているともいいます。規定の最低職員定数では、子どもたちを確実に預かり、何事もなく保護者の方にお返しするためには相当の注意と神経を使って保育をしていると思われま。

そこで、村独自に保育支援制度をつくり、各幼稚園、保育園施設に助成金を出し、保育士及び保育教員を増員して安心して安全な支援をしてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、保育園で障がい児を受け入れる場合と発達障がいの疑いがある児童を受け入れる場合、それぞれ加算制度がございます。国の加算制度の場合、子どものための教育・保育給付費の加算内容に、療育支援加算というものがございます。この加算認定に該当いたしますと、特別児童扶養手当支給対象児童の場合、1園につき月額4万7,000円ほど、また、障害手帳の有無によらず、医師や循環支援相談員などの障がいに関する専門的知見を有する者による意見書などの提出があれば、障がいの事実が把握可能でございましたらば、1園につき月額3万8,000円程度の加算がございます。

また、村の単独補助で行っている加算といたしましては、障害者手帳を持っていることが条件となりますが、障がい乳幼児保育事業補助金の交付事業を実施しており、金額については重度障がいの場合、1人月額5万5,000円、中度障がいの場合、1人月額3万5,000円の加算をしております。

しかしながら、補助額といたしましては、保育士1人を専属で雇用するまでには至っていない額となっております。

また、加算制度を申請する手続についても、多忙な保育士さんが書類等を整え申請に至るまでについては大変ご苦勞をおかけしていることと考えております。

安心で安全な子育て支援ということで、きめの細かい行き届いたサービス提供をするためには、議員のおっしゃるとおりゆとりのある保育士の確保が必要と考えておりますが、現状ではどこの保育園でも保育士不足が課題となっております。村の保育園においても常に保育士を募集している状態でございます。

今後、保育士確保の方策につきましては、より一層力を入れてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 5番松本孝信君。

○5番（松本孝信君） いろいろ大変だとは思いますが、現在、西郷村では子育て支援ということでいろいろな施策を実行しているところでございますが、いい機会なので西郷村をアピールするというだけでも独自の補助制度をつくっていただきたいと思いますが、村長、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、安全・安心な保育活動のためにはいいご提言であったと思います。まずは、今、社会問題である安定した保育士の確保が最優先と考えております。さらには、今、村で独自の加算や補助金についてやっておりますけれども、さらにどこまで拡大できるか検討してまいりたいと考えております。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります。ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

5 番松本孝信君の一般質問を許します。5 番松本孝信君。

○5 番（松本孝信君） 先ほど村長のほうから、いい提案ですというお話がありましたので、なるべく村のほうでも政策のほうを考えていただきたいと思います。

そこで、発達支援をしている事業所は、現在村内に幾つあるのかお伺いします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

西郷村に所在地を置いてある事業所は、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行う児童発達支援事業所でございますが、5 か所ございます。また、就学中の障がいのある児童に対し、授業の終了後または学校の休業日において生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う放課後等デイサービス事業所が5 か所となっております。

本村及び西白河郡では、児童発達支援事業所が合計8 か所、放課後等児童デイサービス事業所が合計12 か所となっております。

○議長（白岩征治君） 5 番松本孝信君。

○5 番（松本孝信君） いろいろ大変これは難しい問題ですので、村のほうでも事業所事業所に合わせた補助なりを考えていただければありがたいと思います。また、現在保育士の確保が難しいということも事実であります。保育士確保の対策も考えていただき、西郷村の子育て支援を充実させていただきたいと思います。

それでは、第2の質問、防災拠点についてということですが、東日本大震災から昨日で丸8年が過ぎました。先日のニュース報道等で、東日本大震災クラスの地震が30年以内に起きる確率が、福島県沖では50%と報道されました。災害時に村民の生命と財産を守る中心として、西郷村役場機能はなくてはならない機能だと思っております。

そこで、現在の庁舎では、もし同クラスの地震が来るとすれば大変心もとない構造となっておりますが、防災拠点づくりの計画を現在西郷村でも進めておるところでございますが、進捗状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 松本議員のご質問にお答えします。

先ほどお話ありましたように、大震災から、昨日3月11日、ちょうど8年を迎えました。役場でも、職員全員黙禱をささげたところであります。

庁舎ということですが、現在の西郷村の防災拠点づくりの進捗状況についてということですが、役場庁舎は、ご存じのように昭和47年に建設されて約50年近く経過し、社会情勢の変化による行政需要の多様化、職員数の増加などにより執務スペースが飽和状態あるいは機能の分散、事務効率や住民サービスの

低下を招き、また、高齢者や障がい者の利用しやすいバリアフリーへの対応や多目的トイレの不備、各種相談におけるプライバシーの確保など、村民の方に不便をかけてきております。さらに、耐震性の問題がありまして、防災拠点本部としての機能を十分に発揮することができないと思っております。

このようなことから、村では生涯安心して暮らせるための拠点づくりプロジェクト計画を平成29年3月に策定し、計画をより具現化するために、平成30年度において拠点づくりプロジェクト基本計画の策定に取り組んでいるところであります。

拠点づくりプロジェクト基本計画は、主に安全・安心な暮らしを守る拠点として位置づけている役場庁舎の改築等の基本計画づくりでありまして、災害時には村民の生命と財産を守る災害応急対策の司令塔としての機能や、関係機関との連絡調整など重要な役割を果たすと考えております。

基本計画策定の主な検討内容としましては、新庁舎及び防災施設等の機能や規模の検討、村民サービス機能及び執務空間計画等に関する考え方、事業計画に関する考え方など、方針を策定するものとなっております。計画の策定に当たりましては、議会の皆様、それから拠点づくりプロジェクト基本計画策定委員、西郷村総合振興審議会委員、また村民ワークショップを開催し、ご意見等を伺いながら策定してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 5番松本孝信君。

○5番（松本孝信君） 調査等に慎重に時間をかけて計画をするのは大切なことではありますが、できるだけ迅速に新庁舎の建設を進めていくようお願いして、私の質問とさせていただきます。

○議長（白岩征治君） 5番松本孝信君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第4、8番金田裕二君の一般質問を許します。8番金田裕二君。

◇ 8 番 金田裕二君

1. 4月から国の新たな制度への取り組みと新元号関連対応策について
2. 教育行政について
3. 当村における所有者不明土地について

○ 8 番（金田裕二君） 8 番金田裕二です。通告順に従い一般質問させていただきます。

平成最後の議会となりました。先般、衆議院で、そして先月 2 1 日には県議会でも、天皇陛下御即位 3 0 年に関する賀詞奉呈について決議されております。天皇陛下におかれましては、即位 3 0 年をお迎えになられましたことは、慶賀にたえないところであります。平成の激動期にあつて、国民とともに歩まれ、東日本大震災をはじめとする幾多の災害においても、国民に寄り添われ、励まされ、西郷村でも平成 1 0 年の 8 ・ 2 7 水害時にも天皇皇后両陛下のご来村など、村民に勇気を与えてくれました。平和と国民の幸せを祈り、ともに歩んでこられた両陛下に深く感謝し、謹んで慶祝の誠をあらわします。

さて、4 月 1 日には新元号が公表されます。平成の改元時では、昭和天皇の崩御後、時間的な余裕がなく苦勞されたことと思いますが、最初に、このたびの新元号への準備、対応についてお伺いいたします。

以上です。お願いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 8 番金田議員の一般質問にお答えいたします。

天皇陛下の譲位に当たり、今年 4 月 1 日に新元号が公表され、5 月 1 日には改元が実施されることが既に決定しております。いわゆる生前退位が行われるのはおよそ 2 0 0 年ぶりのことではありますが、この公表から改元実施までの一月の間に、どのように改元に係る作業を行うのかといった趣旨のご質問であろうと思えます。

まず、市町村が作成します公文書における元号の取り扱いにつきましては、国による指針は特段示されておりません。市町村の判断に任されております。本村におきましては、これまでの慣例や国・県の動向、また一般社会において国際化、グローバル化の進展に伴い西暦を使用する機会が増加している状況等を総合的に勘案し、改元後も元号による表記を原則としますが、文書の性質、その対象者または発出時期が改元時期にかかる等の理由によっては西暦併記等によることもできる旨を、2 月 1 日付、総務課長通知で庁内に発出してしております。村民にわかりやすい文書の作成を心がけたいと考えております。

次に、各種システムについてでございますが、他市町村の動向や庁内の意見調整等を行いまして、4 月中に元号の切りかえ作業を実施する方向で業者に依頼を済ませておりまして、5 月 1 日までに新元号の使用が間に合うように準備を進めているところでございます。

○議長（白岩征治君） 8 番金田裕二君。

○ 8 番（金田裕二君） 元号については、昨今、廃止論を申す方もおりますが、原則的に

は元号表記、文書により西暦併記という対応という答弁でございました。安堵いたしました。

2番目に、今までで最大の10連休と言われていますが、正式には9連休かもしれませんが。この大型連休でも、思わぬいろんな対応が迫られるかと思っております。全ての村民が休みであるわけではありません。私のようなちなみに稲作農家とかは田植え時の準備のピークで、休んでいる暇もございません。また、サービス業等の従事者については、勤務者、そういった方々のいろいろと支障が想定されます。休めない中、困った事態が心配されます。それは、保育所等が休みの場合、預け先がなくなっちゃうとか、それから予想されるのが、即位の日の5月1日は大安吉日でございます。このめでたい新元号の日にあやかっ、婚姻届や各種の届け出が想定されます。もう既に、東京のほうでは随分とニュース、話題になっております。そういった想定される部署での職員の勤務対応についてお伺いいたします。

また、大型連休で懸念されるのは、医療機関の休みによる高齢者とか通院者であります。村内外の医療機関の対応についても、あわせて質問いたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

まず、今年大型連休における保育園の勤務対応については、西郷村保育園管理規則によりまして、日曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日は休園日というふうになっておりますので、4月27日の土曜日以外の日は休園となります。

なお、このことについては、各施設に対して聞き取りを行ったところでございますが、保護者等からの要望、問い合わせ等もないということでありまして。保護者の方々の一定のご理解をいただいているものと考えております。

次に、住民生活課等の各種届け出についてでございますが、ただいま議員ご指摘のとおり、改元により、例えば5月1日における婚姻届の提出等が増えるということは予想されますが、大型連休中におきましても日直及び宿直による勤務は行っており、各届け出の受領は行っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、大型連休中の医療機関の対応につきましては、他の休日等と同じく休日当番医による休日診療体制が組まれておりますので、ご安心をいただきたいと思います。

なお、このことにつきましては、広報にしごうや村のホームページ、各種広報を通じまして村民の方々に周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） わかりました。早目の休日当番医体制とかの周知をお願いしたいと思っております。

次に、観光客の誘致やイベント活動についてですが、大型連休により海外旅行も含め、国内最大の旅行需要が見込まれております。当村において、それらの観光キャンペーンとかイベントの実施予定について伺います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

大型連休において、村によるイベント等の実施ということでございますが、現在のところ予定はしておりません。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 最大のチャンスに対して、もったいないような考えでおります。せめて、それでは、まるごと西郷館での販売促進イベントでも実施してもらいたいと思っております。

次に、新天皇陛下の即位に関して、宮内庁では5月4日に一般参賀を行うと発表しております。当村での即位関連の慶祝行事等の予定についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

新天皇陛下の即位関連の慶祝行事につきましては、今後、国や県、他市町村の動向を見きわめながら、実施の有無も含め、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 今の現在のところ、予定はされていないということでございますが、できれば役場正面等において慶祝のご記帳所といったものも設置するというのものがかと思っております。前例ですか、前の昭和のときの何かこういったのがあったかと思いますが、それにちょっとお伺いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えを申し上げます。

ただいまご質問の慶祝記帳所の設置ということでございますが、議員ご指摘のとおり前例もございますので、こちらの件については前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 次に、4月から施行される新たな制度についてお伺いいたします。まずは、森林経営管理制度の取り組みについて、その方針についてお伺いいたします。制度の概要、事務の流れ、当村の該当面積等についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 8番金田裕二議員の一般質問にお答えをいたします。

森林経営管理制度については、平成31年4月1日に施行される森林経営管理法に基づき、適切な経営管理が行われていない森林を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る制度でございます。そのため、対象となるのは、私有林の人工林であり、天然林の場合は基本的には対象外ということになります。

この制度による経営管理をするためには、まず森林所有者に経営管理に対する意向調査を行い、意思表示があった際や申し出があった際に、経営管理集積計画案を村で

作成をいたします。次に、森林所有者及び関係権利者の同意取得をし、計画が策定されるとともに、村が経営管理権を取得することになります。村に経営管理権が設定された森林については、林業経営者につなげるか、村がみずから経営管理をするかの判断をすることとなります。どちらの場合も、木材の販売利益等が発生すれば、森林所有者へ還元されることとなります。

新たに始まる制度であるため実例がなく、当村に対象となる私有林人工林が約2,700ヘクタール存在しますが、また、その所有者についても村内だけでなく全国各地にありますので、かなりの事務量になるということが予想されます。そういった事務軽減のために、近隣の市町村との広域化等も検討してまいりますけれども、環境的にも森林所有者にとっても大変よい制度であるというふうに考えておりますので、県や近隣市町村との連携を密にして制度に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 簡単に言えば、山林所有者が森林の管理をできない場合は、村に森林の経営管理を委託して、村はプロの林業経営者に再委託する。しかし、民間に受け手がない場合は、村がみずから管理者となるということだと思います。木材の伐採、販売収益から諸経費を控除して、残った利益は所有者にも配分するということだと思います。制度では、伐採後、植林、そして保育、いわゆる下刈り作業等や間伐作業とか、計画で最低15年以上の経営管理権の設定が必要であるとされております。

ここで再度伺います。

まずは、森林所有者に対して意向調査をすると今ほど答弁あります。意向調査が必要ですが、おおよその時期的にはいつごろそういった意向調査をされる予定でしょうか。また、民間の能力と持続可能な森林管理者の確保が課題となると思います。その点についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 金田議員の再質問にお答えをいたします。

本制度につきましては、法律の施行が今年度の4月1日ということで、まだ市町村のほうに国のほうから、調査についてどのような形で意向調査をなさいたいというような具体的な指示、また、その調査はもちろん費用がかかりますので、それに対する助成制度等についての明言がまだ一切されておられません。ただ4月1日から施行するというのが現状でございます。

そういう状況でございますので、西郷村としましても、今年度の当初予算のほうにはその調査費用については計上しておりません。今後、国・県、また近隣の市町村の動向を見ながら、調査時期を決定してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） わかりました。まだスタートラインに立ったばかりでありまして、難しい課題がたくさんあると思いますが、水源を抱える西郷村としては早急に取り組

みをお願いしたいと思っております。以上です。

次に、新たな森林環境税と現在の福島県森林環境税についてお伺いします。

新たな国の森林環境税の目的や用途、また、現行の県の森林環境税との用途などについてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

新たな森林環境税につきましては、現在開会中の通常国会のほうで現在審議中がございます。法案が成立すれば、平成36年度から国税として個人住民税納税者から1人年額1,000円が徴収されることとなります。また、それに先行しまして、今年度から森林環境譲与税という形で各市町村のほうに譲与されることになっております。どちらの法案もまだ未成立ではありますが、平成30年度税制改正大綱のほうに明記されており、衆議院ではもう既に可決されておりますので、成立されるものと思っております。

譲与税額につきましては、10分の5が私有林人工林の各市町村の面積割合、10分の2が各市町村の林業の就業者割合、10分の3が人口割合で構成されております。

また、この森林環境税でございますけれども、森林吸収源対策、温室効果ガスを吸収する作用を守るための対策を講じることを目的に、地方自治体が行う地球温暖化対策のための財源として構成されてきました。そのため、用途につきましては、まず間伐や路網といった森林の整備、2つ目として林業に関する人材育成、担い手確保、3つ目としまして木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないというふうになっております。

また、それに対しまして、現在施行されています福島県の森林環境税につきましては、平成18年度から導入されております。個人住民税に年額1,000円、法人に対して年額2,000円から8万円の範囲で課税がされております。森林環境の保全や森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成目的としており、用途につきましては、1つ目として市町村が行う森林づくり等の推進、2つ目として森林の適正な管理、3つ目として福島の森林文化の継承、4つ目として森林資源の活用による持続可能な社会づくり、5つ目としまして県民参画の推進、6つ目として森林環境の調査、7つ目として森林環境基金の運営というふうにされております。

西郷村におきましては、森林環境の基本枠の事業として、村内全ての小・中学校で森林環境学習が実施されており、森林環境重点枠事業として公共的施設への県産材の木製のテーブル、椅子等の設置を行っております。ちなみに、今年度はまるごと西郷館のほうの遊具設置に事業を実施しております。

国と県の森林環境税、大変に似ておりますので、住民の方に若干おわかりづらいというふうに思われると思いますけれども、その重複している部分につきましては、今後県のほうが中心になりまして、その用途につきましてどのように区分けをしていくか、整理をしていくかということが現在検討をされているところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいまの説明で、おおよそがわかりました。新たな森林環境税については、徴収は約5年後からということですが、聞くところによると納税者が6,200万人おると言われております。1人1,000円だと620億円の森林整備等に予算化がされるということは、評価したいことだなというふうに思っております。ただ、県とタブって今度徴収されるというのがなかなか理解が得られないと大変なんで、説明よろしくお願ひしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

これも4月から施行の改正出入国管理法であります、外国人労働者を一定条件のもとで受け入れる改正ですが、少子化等の影響で雇用の人材不足が将来さらに深刻になろうとしております。この改正によって、今までの外国人技能実習生とは別に、労働者としての雇用となります。当村の各企業での期待や対応について伺います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 8番金田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、改正出入国管理法、通称入管法でございますが、この入管法は、出入国管理及び難民認定制度などを定めた法律でございます。日本国内、特に地方におきましては人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材を確保し、企業の成長を図ろうとする目的で、昨年12月8日に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、今年4月1日から施行されることになっております。

この改正法は、特定技能1号と特定技能2号という新しい在留資格の創設や、出入国在留管理庁の設置などを内容とするものでございます。特定技能1号は、特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を持つ外国人向けの在留資格でございます。特定技能2号は、さらに熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であります。

対象となる特定産業分野につきましては、特定技能1号では介護、宿泊、農業、産業機械製造業、外食業など14分野、特定技能2号につきましては、1号の特定産業分野の14のうち、建設と造船・船用工業の2分野となっております。特定技能1号、2号ともに資格を取得するには一定レベルの日本語の能力に加え、業務ごとに定められた技能試験を受ける必要があります。在留期間は、特定技能1号で更新により通算で上限5年まで、家族の帯同はできません。特定技能2号は、1号と異なり、在留期間の更新はありますが、上限の年数の定めはございません。家族の帯同も可能となっております。

また、これらの外国人を受け入れるためには、賃金等報酬額を日本人と同等以上にするなどの雇用契約や支援計画など、受け入れ側の企業等にも基準が定められております。国の試算によりますと、労働力不足見込み数は、今後5年間で145万5,000人であり、それに対しまして受け入れる見込み数は約26万人から35万人、不足数の約2割程度を想定しております。

村内においては、これらの外国人材に対してどのくらいの数を受け入れるかは不透明でございますが、期待できることといたしましては、特定産業分野にとっては労働力不足が解消されることにより生産性の向上が図られることが考えられます。また、地域内での消費拡大により地域の経済活性化にもつながることとっております。

一方、日本に来て働く外国人の多くの方は、優秀な人材であります。不安や問題点も考えられます。外国人材の受け入れ経験が乏しく、文化や習慣の違いによる社会的混乱やあつれきが生じる可能性があります。例えば、騒音やごみ出しの生活ルールなど、地域の慣習をめぐる、住民との間でトラブルが起きる可能性もあります。また、労働環境の悪化や村民の機会均等の喪失、賃金上昇の妨げとなるなど、影響が懸念材料として考えられます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 現在、不足労働者は、介護、外食、建設、製造、農業とか、いろいろな分野において最大35万人ほど期待されるというふうな答弁でございます。そういう工業ばかりでなくて、農業分野でもかなりの人手不足が解消されるかなというふうにも思っております。

そういったものに対応するためにも、もう既にJA等においては人材派遣事業というのにも既に認可をとっております。当村においての農業振興公社がそういった人材派遣の認可も得られれば、またよいのかなというふうにも思っております。農業分野でも規模拡大したくても、できない、耕作放棄地の一因になっているのも事実であります。

また、本当に、今答弁にありましたように、多くの課題があります。言葉も違う、宗教も違う、労働環境、住環境、習慣、文化が違っております。いろんな原因での、昨今問題になった失踪事件とか、そういったいろんな不安要素があります。そういったいろんな受け入れについては、住民とのいろんな問題なく受け入れられるためにはどんな対策を講じられるか、再度お伺いします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

先ほど議員さんからもいろいろご心配な点いただいたところでございますが、これらの問題に対する対応策といたしましては、現在国において外国人材の受け入れ、共生のための総合的対策といたしまして、行政、生活全般の情報提供や相談を行うための総合相談センターの設置や、外国人患者が安心して受診できる医療、保健、福祉サービスの環境整備など、また、生活者として外国人に対する支援、さらには悪質な中間業者等の排除など、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備や対応策の充実を図ることが現在示されております。

しかし、市町村におきましては、まだ具体的な内容は県から示されてはおりません。今後、村においても生活者として外国人に対する支援や取り組みが必要になってくるかと思っております。国の政策を今後とも注視しながら、外国人材の円滑な受け入れ

や社会へ定着できるよう、また、住民とトラブルがないよう取り組みを検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

8番金田裕二君の一般質問を許します。8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 午前に引き続きまして、質問させていただきます。

次に、2番目の質問なのですが、まず、福島大学の食農学類、4月からスタートします。当西郷村が農学実践型教育プログラム実施自治体ということで選定されましたが、受け入れの自治体としての役割と今後の波及効果についてまずお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 福島大学食農学類の実践プログラムについてのご質問にお答えいたします。

まずはじめに、このプログラムを受け入れることとなった経緯につきまして簡単にご説明申し上げますと、福島県には農業関係の短大はありますが、いわゆる四年生大学の農業関係教育機関がなく、震災、原発事故後の取り組みも含めまして、農学部の設置が検討され、平成27年に農学系人材の養成機能のあり方に関する協議会を立ち上げ、同年11月に第1次の報告書が出された経緯となっております。

農学部を設置するのであれば、ぜひとも地元にと幾つもの自治体が動き、西白河地方町村会でも平成28年6月に設置の要望書を福島県と福島大学に上げました。しかし、そもそも施設設置の予算はなく、学生も教授も限定数を変えず、他の学部の定数を削って設置されるとのことで、新たな施設の設置を伴うものではありませんでした。

その後、基本的内容が決まり、その中で自治体や住民との連携で農業の発展や人材育成を進めるプログラムが組まれるということで、平成29年9月に募集説明会が行われました。本村としても、今後の農業行政のさまざまな展開を考慮し、受け入れるべきとの判断に至り、白河市、西白河郡町村にも働きかけ、協力を依頼し、意向調書を提出したところであります。平成29年11月に決定通知があり、12月に福島、郡山、南相馬、伊達、猪苗代、飯舘、そして本村の県内7か所が選定され、さらに南会津と只見の2か所でも短期コースが組み込まれる報道がされました。

本村は、酪農と畑作による地域振興と地域再生ということで発表されました。まるごと西郷館、川谷地区の農地、雪割牧場、家畜改良センター、那須甲子青少年自然の家、林養魚場などを案内し、平成31年度において内容を詰めていくことになろうかと思っております。

実践プログラムは、2、3学年時での実施になるので、今年4月に初めて入学した学生が西郷村で実践に入ってくるということになります。事前の調査で1年次も何回かは来る予定となっております。人数は、学生20人、教授5人の25人程度を想定しており、若干大学との距離があるので、土日も含めた宿泊を伴ったプログラムが生まれ、年間で多ければ10回以上になると思われれます。これに伴う経費としては、交通費、宿泊費、機材、大学への協力費などを考慮した経費を補助することとなっておりますが、平成31年度は準備段階として110万円程度の予算を計上し、今議会に上程しております。

次年度以降については、期間は3年から5年の継続となるかと思われれます。効果に関しましては未知数ですが、適作農作物、新品種などの調査、6次化商品開発、農産物産館まるごと西郷館での販売戦略、流通販路拡大などのほか、全国の各大学の農学部でも学生の半数は女性ということでもありますので、村内農業者との出会いの機会があれば就農者との定着につながり、また、食農学類に外部の研究施設やサテライトのようなものが必要になれば、西郷村はいろいろなものがそろっているとの評価も聞いておりますので、ほかに優先するのではないかと望んでおります。

いずれにしても、何らかの効果が出るものと期待をしております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 村長の答弁でも、今年度110万円の予算を計上された。いろいろな期待する旨ある中でも、おもしろいなと思ったのは、勉強しに来た学生が、出会いの場として、こっちのほうの西郷村の農家の後継者と何かいいことがあればいいなというふうなのも期待したりします。

このたびの食農学類、私はちょっと通常農学部、農学部というふうな感覚でいたんですが、食農学類の開設に当たっては、県内のJAでも今後3億円を農業振興にということで寄贈を予定しております。先般、当管内のJA夢みなみでも1,500万円を拠出して応援いたしております。

さて、西郷村では昨年、福島大学との相互協力協定というのを結びましたが、その内容について再度お伺いします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

昨年1月5日には、福島大学と西白河4町村の相互協力協定を結んでおり、昨年3月16日に中島村輝ら里で行われた西白河4町村地域活性化フォーラムでは、雪割牧場の役員の方にも西白河4町村が開くこれからの農業ということでパネリストとして登壇してもらい、議員の皆様にも聴講願ひ、参加いただいたところでもあります。いずれにしても、西郷1村だけでは販売、農作物の供給、ブランド化などにも限界があり、県南の全体で取り組まなければならない事例も出てくるかと思っておりますので、周辺市町村と連携をしながら、このプログラムを進めていくこととなります。

この相互協力協定は、全ての分野を網羅した包括協定になっており、その一環として、この食農学類実践プログラムが行われる形となっておりますので、ご理解をお願い

い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 福島大学とは、今後、多方面において産官学連携によって当村がますます元気になって、また、卒業生が西郷村に定住して活躍してくれることを期待しております。

次に、今年度より川谷小学校と中学校が小中一貫校としてスタートしますが、これで入学児童数が増えるとは思いません。現況では、次年度が1名、その後2名、3名と厳しい状況が続きます。少子化に歯どめがなるか、移住者を多く迎えることが理想ですが、容易ではないと思います。

このたびの質問は、いわば提案型であります。将来、特色のある学校として、小中高の一貫校を目指してはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 8番金田裕二議員の一般質問にお答えします。

川谷小・中学校、今ございましたように、4月より小中一貫校としてスタートいたします。これまでもいろいろお話をさせていただいてきましたが、これによりいろいろな教育効果が期待できます。まず、小学校と中学校の校長が1名になることで、小中一貫した学校経営を行いやすくなる、校長の考えが通るといいますか、1人の校長での学校経営が行われることになる。また、そのために校長が兼任をするということ、中学校の教員を1名もらえる、増やすことができます。また、一番大事なところとしましては、小・中学校の先生方職員が、目指す子どもの姿を共有して9年間の系統的な指導を行うことが可能になります。さらに、中学校の教員が小学校で指導を行う、これも今もやっておりますが、さらにそういう機会も多くなり、教科の専門性を生かした教育が行われるようにさらになるものと思っております。

しかし、今、ご提案いただいた小中高という、高校まで含めるということでのご提案であります、なかなかそこは難しいと考えております。現在、公立の小中高一貫校は全国でもありません。2022年度に東京都で全国初の公立小中高一貫校を設置する計画があるということですが、これは都立高校であって、市町村立のということではないということだそうです。

福島県では、小中一貫校、または義務教育学校の制度を取り入れている市町村立学校が徐々に増えてきております。しかし、中学校と高校の一貫となると、県立学校としての2校、それから私立の学校の一部にあるということ、このような現状の中で、高校つくるとなると、これはいわゆる西郷村立の高校ということになりまして、それを川谷地区に新設して小中高一貫の教育環境を整えていくということに関しましては、かなり大きな課題があると思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 確かに、小中高一貫校は、村レベルではハードルが高過ぎるかもしれません。私の提案目的は、学校経営の合理性や教育効果のメリットばかりでなくて、いかに川谷小・中学校を安定的に存続させるには、高等教育も合体運営すること

で新たな道が開けるかもしれないと思ったからです。

先ほど答弁のとおり、東京都教育委員会では、公立の小中高一貫校を3年後に開校させると発表しました。英語教育を重視して、世界で通じる語学力や国際感覚を有したグローバル人材を育成するとしております。全国的には私立の一貫校は増えてきておるが、公立校では初めての取り組みであります。

村長の所信表明の中で、自然と共生し、環境に優しい村づくりの中で、特に地球温暖化対策については具体的な行動と実践が必要ですので、一人一人の意識を向上させる環境教育を推進してまいりますと申されております。その環境教育に特化した学校や、東京のような英語教育に重点を置いた小中高一貫校ならば、全国から入学生が殺到するかもしれません。

それでは、今後、川谷小・中学校を存続させていくためには、さらに特色づくりが必要であるが、どのような方策があるか、伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

今、議員ご指摘のように、川谷小・中学校の児童・生徒数、減少しているところがあります。平成31年度、小学校では完全複式、中学校も1、2年の複式学級が発生してしまいます。そのような中、これまでも特認校制度を利用して、川谷小・中学校学区外からの通学している児童・生徒の割合も多くなっていますが、ご指摘のとおり、今後さらに川谷小・中学校ならではの特色を打ち出し、多くの児童・生徒が通いたい、そういう魅力ある学校づくり、これまでも川谷ならではの教育を行ってきたわけですが、さらにそういう魅力ある学校づくりに努めていく必要があると思っております。

教育委員会といたしましては、その一つとして、学校と地域が一体となった教育の実現に向けたコミュニティ・スクール制度の導入を学校、地域に提案して、その実現の可能性について今、検討していただいております。その他、今いろいろご提案ありましたが、川谷地域のその特色を生かした川谷ならではの教育について、さらに特色づけをしていく、そういうことを検討していきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 他の地域の例をちょっと申し上げたいと思います。

ここは一貫校ではありませんが、島根県に飯南町という標高400メートルで、人口4,800人余りの小さな山村があります。この飯南町では、保育所4か所、小学校4校、中学校2校、定員80名の高校があります。ここでは、保育所、保・小・中・高一貫教育で、小規模校の特色を生かして、保育所、小・中・高、家庭、地域が連携した教育をされているそうです。一貫校ではない、一貫教育の分野でございます。参考になればと思って、申し上げました。

それでは、次の質問に入ります。

先般、文部科学大臣が発表された携帯電話やスマートフォンの小・中学校への持ち込みを、原則禁止を見直すと発表しました。内閣府の平成29年度の所持率調査によ

ると、小学校で55.5%、中学生で66.7%という結果ですが、まずは当村での調査データがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 本村での所持率のデータということでお答えいたします。

平成28年度の調査になりますが、平成28年度で自分専用の携帯電話またはスマートフォンを持っている小・中学生の割合ですが、小学生が35.2%、中学生が53.6%となっております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 全国のデータを若干下回るといような数字かと思っております。

大阪府では今4月から持ち込みを解禁すると発表されているが、昨年の最大震度6弱という地震がありました。また、関西空港に船がぶつかるといったような大型台風が相次いで来ておりました。子どもの安否確認する手段としては、防犯上からも持ち込み解禁を決めたいと思いますが、保護者からはネット依存や校内でのいじめや歩きスマホ等の心配する声も多く上がっているのも事実です。

文科省としても、大阪府の動向を注視して見直しの検討を進めたいとしていますが、当村での課題や災害時の対応なども含め、見解について伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） ただいまの質問にお答えいたします。

本村の一部の学校では、防犯とか緊急時の連絡のために持たせたいという保護者からの要望があった場合、申請書を提出してもらった上で、学校内では出さない、使わないなどの条件付きで許可している場合もありますが、原則としては全ての小・中学校でのスマホ、携帯電話の持ち込みを認めておりません。しかし、ご質問の内容のとおり、柴山文部科学大臣が2月19日の閣議後の会見で、小・中学校への携帯電話やスマホの持ち込むことを原則禁止にしていた2009年の通知を見直すことを明らかにしております。今後、文部科学省から、持ち込みを解禁する旨の通知があった場合、本村でもそれを受けての具体的な対応を検討していく必要が出てくるものと思っております。

スマホや携帯電話は、今あったように災害時や緊急時に役立つものではありますが、持ち込み解禁によってさまざまな問題が起きることが危惧されます。まず、かなり高価な機材ですので、その紛失や破損の心配があります。それで、やはり安全な保管対策が必要となってくると思います。また、持っている子どもと持っていない子どもの格差が生じて、それに起因するいじめなども心配されます。さらに、登下校時の使用に伴う、先ほど歩きスマホというお話がありましたが、交通事故とか、そういうけがとかの心配もありますし、やはりネット依存症の心配等多くの問題が考えられます。

今後、持ち込みを解禁するというふうな方向が、動向が見られた場合ですが、これら予想される問題を未然に防ぐためのガイドラインを作成して、慎重に対応を進めていく必要があると思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 答弁のとおり、課題が山積ということでしょうか。ルールを守って使用すれば、いろいろとメリットもあるのかなというふうに思います。

今般、村内の小・中学校校内の無線LANが設置されるということになっておりますね。そういったことにもよって、いろんな利点も出てくるのかなというふうにも思います。タブレットの授業とか解禁とか、もうそういった全てIT関連の、もう子どもたちは私らより詳しいですから。であります、慎重に検討していただきたいと思っております。

次に、改元に関連しまして、今般の歴史的な諸式典をテレビで見ることがあると思いますが、学校教育では学習指導要領によってどの程度の皇室や元号についての歴史教育を指導しているのか、まずお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小・中学校の教育において、皇室に関する具体的な指導は行っておりませんが、天皇に関しては、小学校6年生の社会科で、中学校では社会科の公民的分野の指導において行っております。小学校、中学校ともに憲法で定められた天皇の地位が国民の象徴であること、天皇が行う国事行為の中身などが指導内容となっています。さらに、中学校においては、大日本帝国憲法、日本国憲法、それぞれの憲法下での天皇の地位や権限等の違いについても学びます。

元号については、小学校では6年生の社会科、中学校では社会科の歴史的分野の中で、主に時代区分の一つとして指導しております。小・中学校ともに時代区分の方法としましては、縄文時代とか弥生時代とか、そういう文明の特徴から名づけられたもの、また、奈良時代とか江戸時代までの政治の中心地によって名前がつけられた歴史区分などがありますが、明治以降の近代はそれぞれの元号を時代区分として指導しております。そういう意味で元号も取り扱っている。

また、天保の改革とか享保の改革とか、そういう歴史的な事象の名称に元号が扱われていることも指導しております。さらに、中学校においては、元号の由来やその意味について具体的に指導するというふうに指導要領の中にも定められております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 天皇の地位については、憲法第1条に、天皇は国民の象徴であって、日本国民統合の象徴であってという文言があることは誰もが知るところですが、戦前の大日本帝国憲法から、マッカーサーにより改正されたものであるわけで、その経緯とか天皇制度、元号制度の歴史についての教育はあまりされていないように感じております。

今から2,679年前、紀元前にすると660年、初代の神武天皇、そして元号の始まりは1,674年前の飛鳥時代、西暦645年、36代の孝徳天皇のときに大化という元号が始まりました。大化の改新などで有名でございますけれども、こういった建国の歴史とか、そういったものをどの程度学習指導要領に記載されているのか、再度、もう一回ちょっとお伺いします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

大化の改新というものの自体は、小学校でも中学校でも、その学習内容に入っております。中学校では、いわゆる古事記、日本書紀を学ぶことを通して日本の神話とか、そういうものにも触れるということで規定されておりますが、いわゆる日本に西暦ではない、皇紀ですね、そういうものがあるということまではちょっと触れていないようであります。

いずれにしても、改元のこの時期に今の子どもたち、私たちもそうですが、立ち会うという大変貴重な体験がこれから行われるわけですし、そういうことも、それを機会といたしまして、新天皇の即位とか新しい元号について理解を深める教育を各学校でも行うという機会になるかと思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 今ほど、教育長の答弁でありました。5月1日、新天皇の即位ということで元号が正式に変わってまいります。本当に歴史的な、今回こういったことは子どもたちもなかなか経験できないことかなというふうに思っておりますので、学習指導要領の中に記載されていない分野でも、ある程度の教育、指導は必要なのかと思っておりますので、その分よろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、関連はございませんけれども、このたび、NHK朝の連続ドラマ、福島市出身の古関裕而先生と奥様のヒストリーが来年4月から放送されることについて、東京オリンピックも来年の重なります。しかも、西郷村立羽太小学校の校歌は古関裕而先生の作曲でありますので、福島県の復興加速がさらに進むと大変うれしいことだなと思っております。以上です。

それでは、最後の質問をいたします。長時間にわたりましたが、もう少々でございます。ご辛抱いただきたいと思っております。

所有者不明土地が、全国で九州の面積を超えると言われております。その現況と対策等についてお伺いいたします。

相続未登記による所有者の不明化が拡大しております。農地台帳、森林台帳、住民基本台帳、固定資産課税台帳、いろいろそういった台帳を照合しても、名義人が一致しない、いわゆる不明土地が増えております。一番の原因は、相続登記が法律で義務付けされていないというのが最大の要因だと思っております。

まずは、西郷村における所有者不明の土地の現況、面積について、まずお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 8番金田議員の一般質問にお答えいたします。

質問の第3、当村における所有者不明土地についてでございますが、まず、国が示しております所有者不明土地の定義でございますが、不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、または判明しても連絡がつかない土地とされており、全国で国有地等を除いた面積の約20%がこれに該当する所有者不明土地

とされております。

村におきましては、業務上調査の必要がない土地、いわゆる固定資産税非課税の土地などは所有者を調査しておりませんので、この定義による数は把握してはおりません。村が把握できる数といたしましては、課税対象の土地に限定されますが、平成30年度分の固定資産税納入通知書送付者のうち、返送された土地面積の合計約48ヘクタールが所有者不明土地となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 48ヘクタールという答弁です。実態は、もっと多いんじゃないかと思っております。なぜかといえば、課税対象外の土地には固定資産税納入通知書が送付されないからであります。

ここで税務課長に伺います。課税対象外の義務者数や筆数、面積等、地目別にヘクタール単位でお答えいただけます。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） 8番金田議員のご質問にお答えします。

平成30年度の状況で、国・県・村等の非課税地を除く課税標準額30万円の法定免税点未満の土地ということで、所有者の合計は7,698名、筆数につきましては合計で1万985筆です。ちなみに、面積につきましては、原野で136ヘクタール、鉱泉地0.003ヘクタール、雑種地は5.2ヘクタール、山林は1,006ヘクタール、宅地は12.2ヘクタール、田んぼでいきますと田んぼは23.5ヘクタール、最後、畑ですが、25.9ヘクタール、合計で約1,200ヘクタールでございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいまの数字をお聞きしますと、山林が一番多いですね、1,006ヘクタール、全体で1,200余りのヘクタール数です。この数字が全て所有者不明の土地ではありませんけれども、特に山林ではかなりの面積が不明土地の可能性がります。なぜかといえば、西郷村はバブル時代に投機目的であちこち別荘地としてかなり販売されております。私も何度か経験ありますが、山のほうに東京の方が訪ねてきて、うちでこの辺買ったんだけれども、どこでしょうねなんて尋ねられたことがあります。大体、家族に内緒で買ったという例がかなりあります。それが、課税もされない、当然、家族の人は持っているのかもわかんないですから、相続もされない。そういった面積が数多くあるのでないかというふうに思っております。

国の各機関公表の所有者不明の土地を地目別によると、宅地が約25万ヘクタール、14.0%、農地約66万ヘクタール、18.5%、林地325万ヘクタール、25.7%、合計で約416万ヘクタールで、九州の面積が367万ヘクタールと言われておりますから、かなりそれを超える不明地であります。

次に、このような状況にどのような影響があるか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

影響についてのご質問でございますが、公共事業の推進、特に用地取得が絡む事業において所有者の特定等のために多大なコストや時間を要し、円滑な事業実施への大きな支障となることが考えられます。このほかにも、適切な利用管理がされず周辺に悪影響を与えたり、固定資産税の未納や建物が建っているものについては空き家等の問題も出てくるものと思われまます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 確かに、公共事業等での用地取得には苦労があると思われまます。報道によると、特に東日本大震災での津波被害地で復興、区画整理とかなり苦労されていたというふうにも伺っております。

それでは、それらの不明土地に対しての対策を伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

対策についてでございますが、平成30年6月に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立されました。これにより、今後は所有者の探索が合理化され、土地の利用を円滑に進めることができるようになりました。この制度を利用し、円滑な公共事業の実施が図られるよう事業推進に努めてまいりたいと思ひます。

また、今年度、全国10地区で所有者不明土地連絡協議会が設立されておりますので、協議会への加入を検討し、国や他地方公共団体等の用地業務のノウハウに関する支援を受けるとともに、情報共有など連携を図り、増加する所有者不明土地の問題に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） なかなか難しい課題だと思っております。いろいろこれらに関連しました不明土地については、先ほど前にも質問しましたが、森林経営管理制度ですか、そちらの実施にも影響が多少出てまいります。まずは、やはりしっかりと相続登記をされることを土地所有者に、特に不在地主、村外の地主の方に特に啓蒙活動をお願いしたいというふうに思っております。

最後に、東日本大震災から昨日で丸8年を迎えました。今なお風評被害が続き、除染のフレコンバッグが搬出がまだまだ終了しない現実、一日も早い復興完了宣言が出ることを期待して、私の一般質問を終了いたします。終わります。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月14日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時43分）